

本件ハ會社ノ存亡ニ關スル重大案ニシテ慎重審議ヲ要スルヲ以テ短日時ニ満足ナル回答為シ難キニ付來ル十一月十五日マテ回答延期ノ事ヲ會社側ヨリ申出テ從業員側之ヲ諒トセリ

二増車輛ハ現在五十九名ヲ限定トシ増車ノ場合ハ一取車輛主ニ計ルコト

現在六十二輛ノ車輛アリ（内ニ輛ハ未夕運轉業務ニ使用セス）當分ノ間現在以上ニ増車マサルコトニ協定ス

三旧車輛負債ハ金額免除ノコト
本件ハ一面ニ社ノ重要ナル財産ナルヲ以テ全免等ノ場合ハ株主總會ノ決議ノ結果ニアラスレハ請入ル、

コト能ハサルモ諸子ノ窮狀ハ察シ居ルヲ以テ相當減額スルコトニ盡カスル旨ヲ述ヘ從業員側之ヲ諒トス
四車輛更新ニ際シ頭金ハ金六百五十円トスルコト
本項ハ一ヶ月五輛以内ニ限リト云フコトニ依リ協定成立ス

五故障休車ノ場合納入金ハ日割ヲ以テ計算スル事
本件ハ第一項目ノ納入金確定後ニ非サレハ自然答出來サルモノナルモ從來一ヶ月全休ノ場合ト雖モ納入金ノ半額ヲ負担シ居リタルモノナリ依テ會社ハ上記ノ納入ヲ前提トシテ從來五日以上トアリタルヲ三日以上トシ容認ス

六ポーターノ日給ハ最低金壹圓參拾錢トスルコト